

宇都宮市観光振興促進事業補助金の申請について

宇都宮市観光MICE推進課

宇都宮市では、体験型観光の推進のため、うつのみや観光体験館及びその他の観光施設を整備して、運営・経営しようとする事業者等を対象に、整備にかかる費用の一部補助を行っております。

相談・受付は、随時行っております。詳しくは問合せ先までご連絡ください。

1. 補助対象となる建物、補助要件及び補助金額

(1) うつのみや観光体験館整備事業

★ 対象者：伝統工芸、ものづくり等の産業、文化、食等の製作過程を、来訪者に公開し、各種体験事業を行う事業者等

★ エリア：①宇都宮市内全域
②出店促進重点エリア

★ 補助内容：次の表のとおり

(2) 観光施設整備事業

★ 対象者：新たに出店する飲食店又は土産品販売店等
(いずれも観光情報コーナーを併設するものに限る)

★ エリア：①大谷エリア（宇都宮市北西部の大谷・多気・古賀志エリア）
②出店促進重点エリア

★ 補助内容：次の表のとおり

対象事業	対象経費	補助率	限度額
(1) - ① うつのみや観光体験館整備事業	うつのみや観光体験館の新設又は改修工事等に要する費用 ア 内・外装工事費，土木工事費，電気設備工事費，給排水・衛生設備工事費その他体験型観光実施のために必要と認められる工事費	1／3	200万円
(1) - ② うつのみや観光体験館整備事業【出店促進重点エリア】	イ 体験型観光実施のために必要と認められる備品の購入費 ウ 装飾品その他消耗品の購入費		400万円
(2) - ① 観光施設整備事業	店舗の新規出店に伴う工事等に要する費用 ア 内・外装工事費，土木工事費，電気設備工事費，給排水・衛生設備工事費その他必要と認められる工事費 イ 店舗に必要と認められる備品，装飾品の購入費	1／3	200万円（おもてなしコーナーを併設しない場合にあつては，150万円）
(2) - ② 観光施設整備事業【出店促進重点エリア】	ウ おもてなしコーナーを併設する場合は，おもてなしコーナーの備品その他これに類するものの購入費		400万円（おもてなしコーナーを併設しない場合にあつては，350万円）

本補助金の交付を受けた方は、宇都宮市が行う体験型観光施設及び観光施設整備事業のPRにご協力いただきます。

【補助金を活用した体験型観光施設の一例】



↑ 大谷石の加工品を販売する「jam」
(大谷町 1169 番地)



↑ 大谷石を使った体験ができる「ベルテラシェ大谷」
(宇都宮市大谷町 1 2 6 3-2 ベルテラシェ大谷)

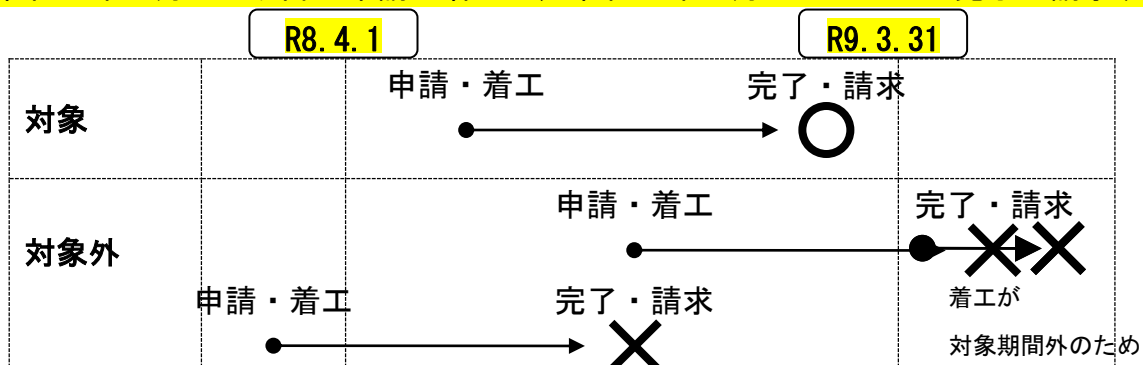
- ※ 「うつのみや観光体験館」とは、宇都宮市内で伝統工芸、ものづくり、工場見学等を、市内外の来訪者へ公開し、各種の体験や見学等を行う体験型観光施設をいいます。
(各種の体験や見学等が行われていないと、補助対象外となります)
- ※ 観光施設整備事業で整備する施設は、大谷エリアで新たに出店する飲食店又は土産品販売店等をいいます。
(いずれも観光情報コーナーが併設されていないと補助対象外となります)
- ※ 「おもてなしコーナー」とは、観光客等が休憩するため、飲料水や休憩の場を無償で提供するスペースをいいます。
- ※ 「出店促進重点エリア」とは、大谷エリア及び餃子通り内において、特に多くの観光客が周遊するために観光施設等の集積が必要なエリアをいいます。

2. 申請対象者

- (1) うつのみや観光体験館の運営、又は新たに出店する飲食店又は土産品販売店の経営を2年以上継続すること
- (2) 市税（市県民税、固定資産税、軽自動車税など）を滞納していないこと
- ※ 同一物件で、本市の他の補助金の交付を受けた方は対象外となります。

3. 補助対象期間

令和8年4月1日以降に申請・着工し、令和9年3月31日までに完了・請求するもの



- ※ 申請につきましては、原則、令和8年12月末で締切となります。また、締切前であっても、予算がなくなり次第終了となります。

4. 申請フロー

相 談

↓
うつのみや観光体験館整備事業、観光施設整備事業の補助を希望される場合は、交付申請前に下記問い合わせ先までご相談ください。

交付申請

工事を行う前に、申請に係る下記の書類をご提出ください。

- ↓
- ① 補助金等交付申請書（様式第1号）
 - ② 交付を受けようとする体験型観光施設、又は観光施設整備事業（店舗）の事業計画書（整備後2年間の売上計画を含む）
 - ③ 当該施設の収入支出の予算の内訳
 - ④ 当該施設の算出の基礎を示した書類（見積書、図面等）
 - ⑤ 当該施設の着工前の写真
 - ⑥ 建物の所在がわかる地図、登記関係書類
（※賃借物件の場合は賃貸契約書の写し及び貸主の施工同意書の写しも提出）
 - ⑦ 市税の完納証明書
- ↓

交付決定

申請受付後、「交付決定通知書」にて通知します。



工 事

交付決定後、工事を行ってください。



実績報告

- ↓
- ① 実績報告書（参考様式）
 - ② 当該施設の収入支出の決算の内訳
 - ③ 交付を受けようとする体験型観光施設、又は観光施設整備事業（店舗）の工事費が確認できる領収書の写し
 - ④ 当該施設の完成写真
- ↓

補助金請求

工事費用の支払い後、請求に係る下記の書類をご提出ください。

- ↓
- ① 補助金交付請求書（様式第6号）
 - ② 補助金交付決定通知書の写し
 - ③ 振込先が分かる書類
- ↓

現地確認

↓
○現地確認をさせていただきますので、立会いをお願いいたします。

補助金支払い

指定口座に、確定した補助金をお支払いします。

5. 申請、問い合わせ先

宇都宮市魅力創造部観光M I C E推進課 観光戦略グループ（市役所本庁舎12階）
〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号
電話番号：028-632-2456 F A X：028-632-2765
E - m a i l: kanko@city.utsunomiya.tochigi.jp

6. よくあるご質問

Q. うつのみや観光体験館とはどのような施設ですか？

A. 宇都宮市内で伝統工芸、ものづくり、工場見学等を、市内外の来訪者へ公開し、各種の体験や見学等を行う施設をいいます。

(各種の体験や見学等が行われていないと、補助対象外となります)

Q. 宇都宮観光振興促進事業補助金交付要綱中にある(その他観光施設)とはどのような施設ですか？

A. 宇都宮市北西部の大谷・多気・古賀志エリアで新たに出店する飲食店又は土産品販売店をいいます。

(いずれも、観光情報コーナーが併設されていないと補助対象外となります)

Q. 補助対象はどこまでですか？

A. うつのみや観光体験館は体験するスペース、その他の観光施設は観光情報コーナーが併設された飲食又は土産物販売のスペースで、それぞれの対象経費に定められ、それぞれの整備に必要と認められる費用が、補助対象となります。

事務室など、うつのみや観光体験館及びその他の観光施設に直接関わりのないスペース(部分)は、補助対象とはなりませんので、ご注意ください。

Q. 補助対象額は、消費税込みの額ですか？

A. はい。その通りです。

Q. 補助は何度でも申請できるのですか？

A. いいえ。うつのみや観光体験館及びその他の観光施設いずれも、当初の実施分のみが補助対象となります。

ご不明な点がありましたら、以下までご連絡ください。

問合せ先：

宇都宮市魅力創造部観光M I C E推進課
観光戦略グループ

TEL：028-632-2456

FAX：028-632-2765

E-Mail：kanko@city.utsunomiya.tochigi.jp